

議案第 3 2 号

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

条例 別記のとおり

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

市長の政策形成に関する助言を行う外部人材として政策参与を任用するに当たり、報酬の額を定めたいので、この案を提出するものである。

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例
第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定めるときは、この限りでない。

第5条に次の一項を加える。

3 前項の規定により弁償する額は、別表第3のとおりとする。

別表第1 消防賞じゆつ金等審査委員会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|------|----|--|--|
| 政策参与 | 日額 | 40,000円 を超えない範囲 内において予算 で定める額 | |
|------|----|--|--|

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。